



発行 東京都

目次

規則

告示

○東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部森林課）

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）

○令和六年度管理容器資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）

規則

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とし、添付する図面は、実測図又は申請区域が明示されている図面」を削り、同条第二項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項第二号」に改め、

「その他知事が必要と認める書類」を削る。

第三条第三項中「とし、添付する図面は、実測図」を削り、同条第四項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項第二号」に改め、同条第五項及び第六項中「掲げる転用」を「規定する転用」に改め、同条第七項中「掲げる行政庁」を「規定する他の行政庁」に改める。

第四条第一項中「し、添付する図面については、第二条第一項の規定を準用」を削り、同条第二項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項第二号」に改める。

第十条第一項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「法第三十四条第二項」を「施行規則第六十一条第一項第三号」に、「土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書に実施計画書、実施設計図、土量計算書その他必要な図書及び当該行為について」を「他の」に改め、「（以下この項において「処分」という。）を必要とする場合にあっては、当該処分」及び「を添付しなければならない。この場合において、当該処分に係る申請の状況を記載した書類又は当該処分があったことを証する書類」を削る。別記第一号様式中「図面」を「森林の位置図及び区域図」に改める。

別記第二号様式中

「指定の解除の理由

注意事項

「指定の解除の理由

施行体制

注意事項

「3 添付する図面の様式は、別記第一号様式別紙に準ずること。」

を

に、

」を

「3 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合において、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。

4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者が事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

5 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、別記第1号様式別紙に準ずること。と。」
改める。

別記第三号様式から第五号様式まで、第七号様式、第十号様式から第十二号様式まで及び第十四号様式中「[図面]」を「[森林の位置図及び区域図]」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都保安林の指定及び解除等に関する規則別記第一号様式から第五号様式まで、第七号様式、第十号様式から第十二号様式まで及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第十二百三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお

いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

白金一丁目西部中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

港区白金一丁目及び白金三丁目各地方内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区南麻布二丁目十四番十三号麻布山口ビル四階

令和四年六月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十二月六日

●東京都告示第十二百三十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の第三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和五年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一 八階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

令和六年五月十三日から同月二十一日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

(二) 管理美容師

ア 令和六年四月八日から同月十六日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 令和六年五月十三日から同月二十一日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

ウ 令和六年六月十七日から同月二十五日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

三 受講料

二万円

●東京都告示第千二百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道環状八号線

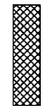
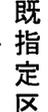
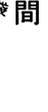
二 指定する区間 練馬区春日町二丁目二千四百四十一番

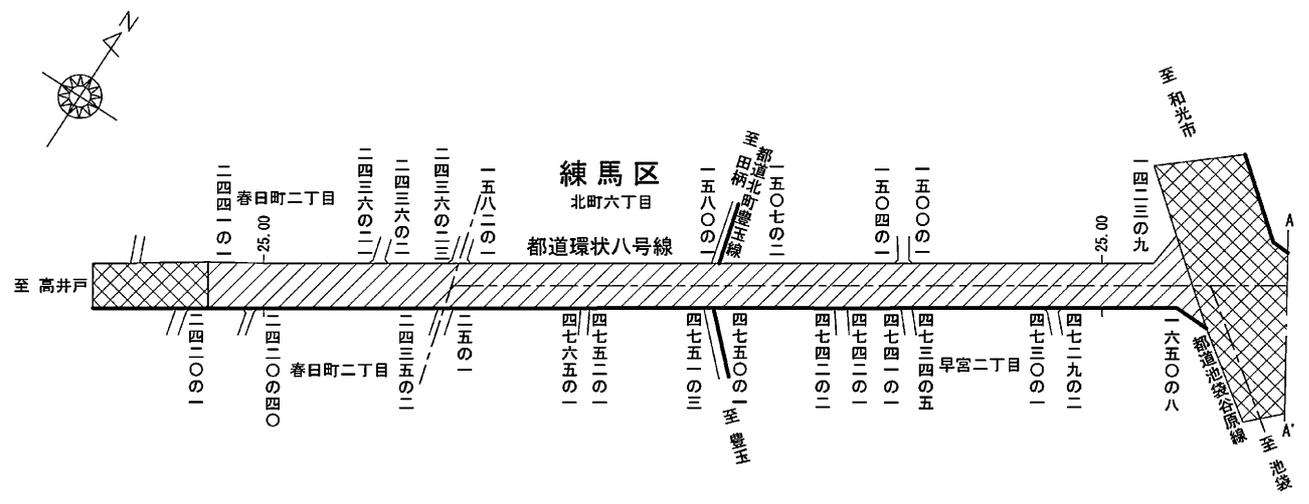
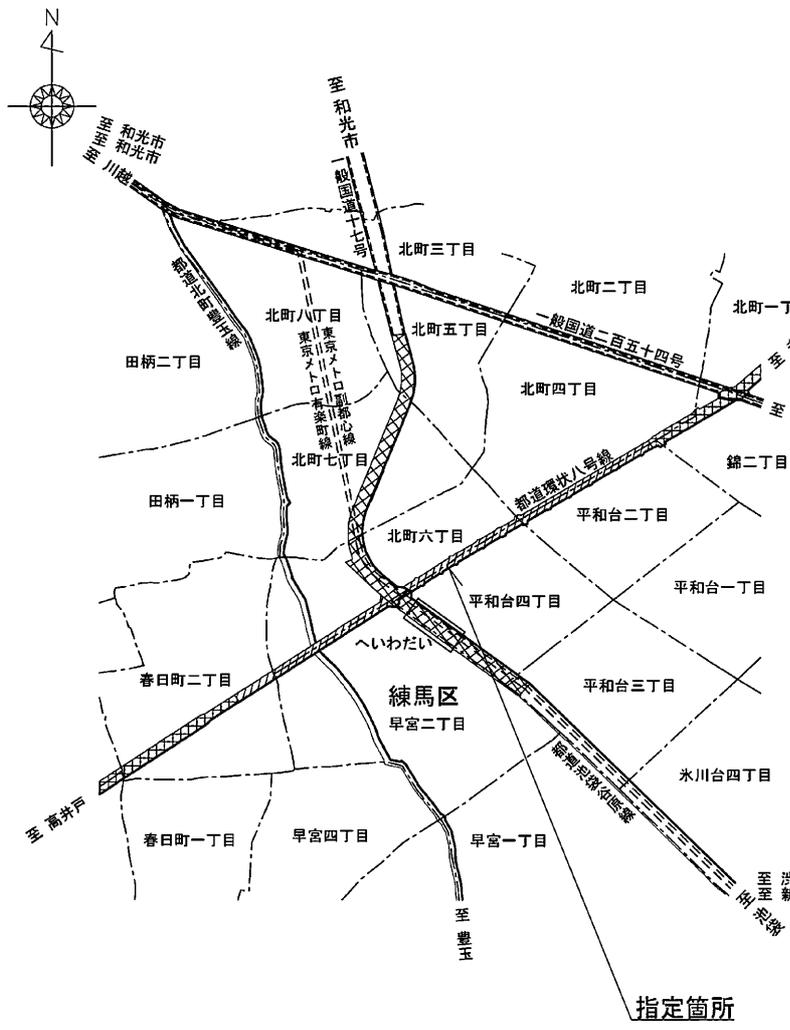
一 地先から同区平和台二丁目千五百八十九番二地先まで

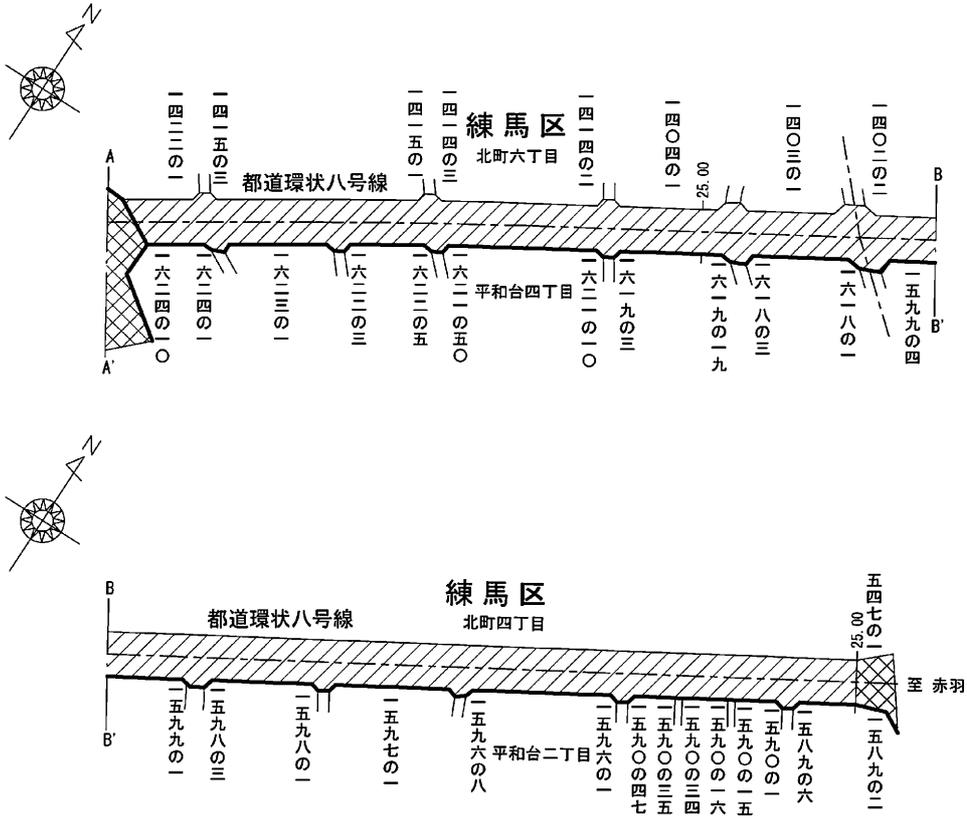
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状八号線
練馬区春日町二丁目～平和台二丁目

 電線共同溝予定名称
 既指定区間
 延長
 一、四二〇・五七メートル
 環状八号・十一号
 一般国道
 都道
 特別区道
 指定区間





発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

